

1

用地説明会

小平都市計画道路3・4・19号小平駅久留米線
小平市美園町三丁目地内

令和元年7月31日

令和元年8月3日

小平市

2

次第

- 1 挨拶・職員紹介
- 2 事業概要
- 3 今後のスケジュール
- 4 用地補償について
- 5 質疑応答

3

1 挨拶・職員紹介

4

2 事業概要

2-1 事業の概要

事業名：小平都市計画道路事業3・4・19号小平駅久留米線
及び3・4・14号東京街道線
(事業範囲内に小平3・4・14号線の隅切り91㎡を含む)
区間：小平市美園町三丁目地内(東京街道から大沼通りまで)
事業規模：延長453m 幅員16m(車道部9m、歩道部3.5m×2)
事業期間：平成31年4月22日から令和9年3月31日まで
概算事業費：35億円
※「東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)」
(平成28年3月)において、優先整備路線に選定されています。



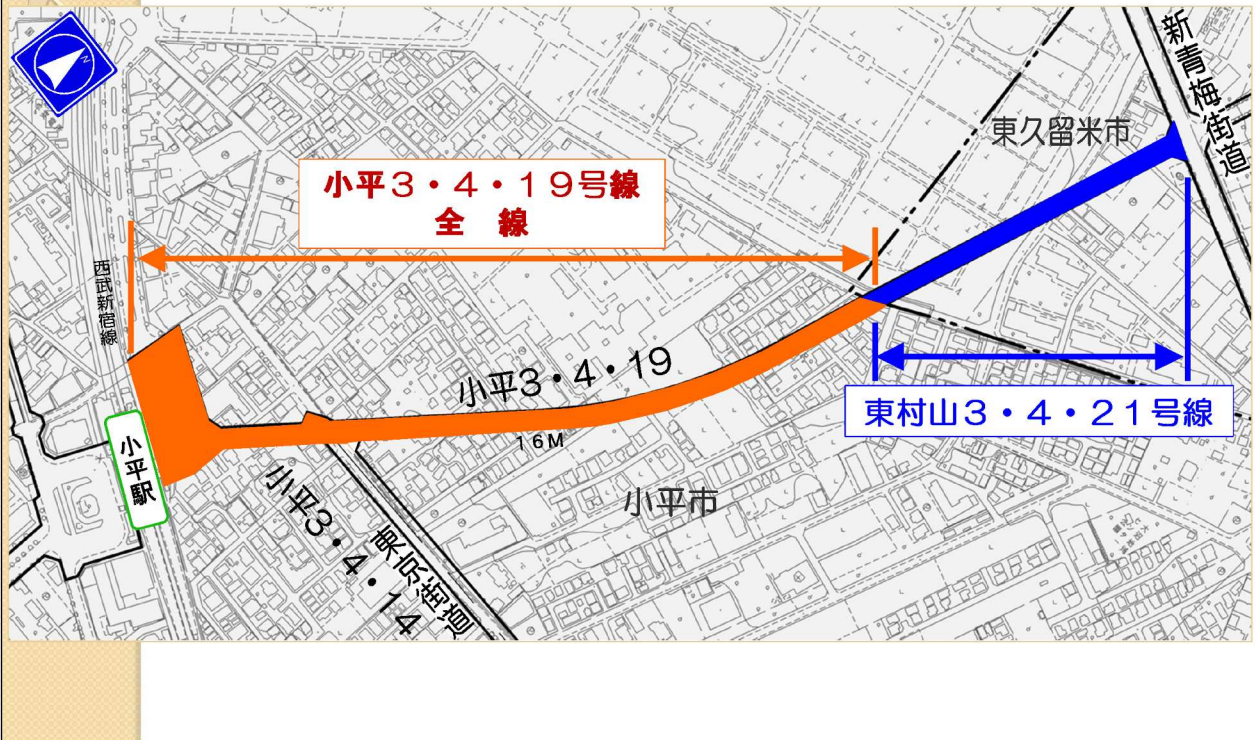
<都市計画事業の認可(事業認可)について>

- 本路線は、平成31年4月22日に東京都から事業認可を受けました。
- 今後は、用地取得や道路工事などの具体的な事業実施を進めていきます。
- 事業認可の取得により、建築等の制限や土地建物等の先買などの効果が発生します。

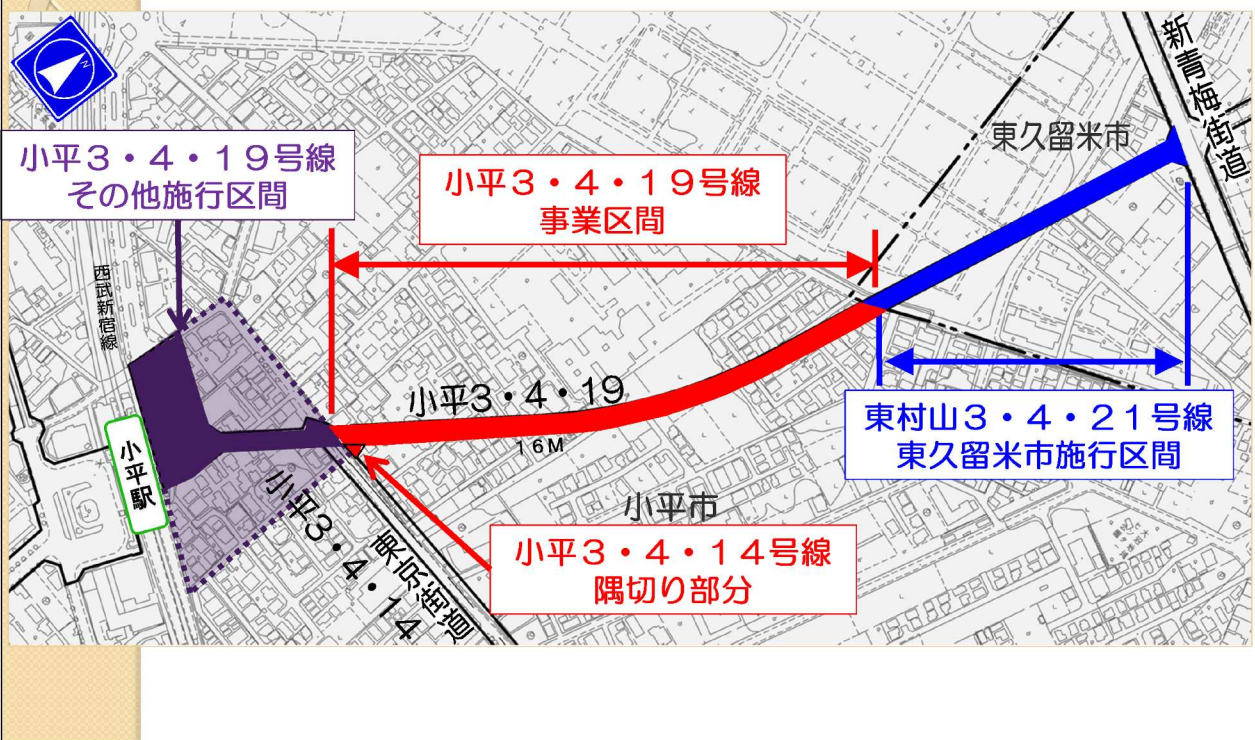
2-2 路線の概要(全体図)



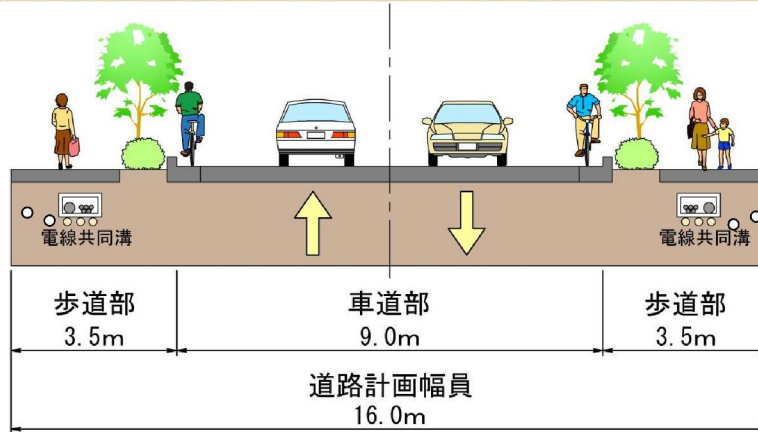
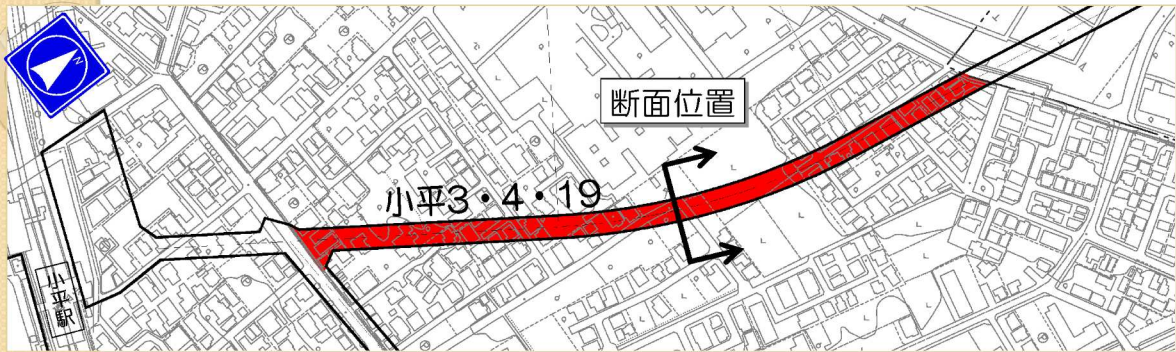
2-3 路線の概要（詳細図）



2-3 路線の概要（詳細図）



2-4 計画断面イメージ図



2-5 無電柱化のイメージ



2-6 主な整備効果

- 小平駅北口地区へのアクセス性の向上
- 小平駅北口地区で取り組みが進む再開発事業と連携したまちづくりの促進
- 歩行者や自転車の安全性・快適性の確保
- 電線類の地中化による良好な景観の整備と防災性の向上

2-7 事業認可取得により生じる制限等について

<建築等の制限について>

本路線の事業地内で次のことをする場合は、小平市長の許可が必要です。

- ・土地の形質の変更。
- ・建築物や工作物の建設。
- ・移動の容易でない物件の設置や堆積。

<土地建物の売買の制限について>

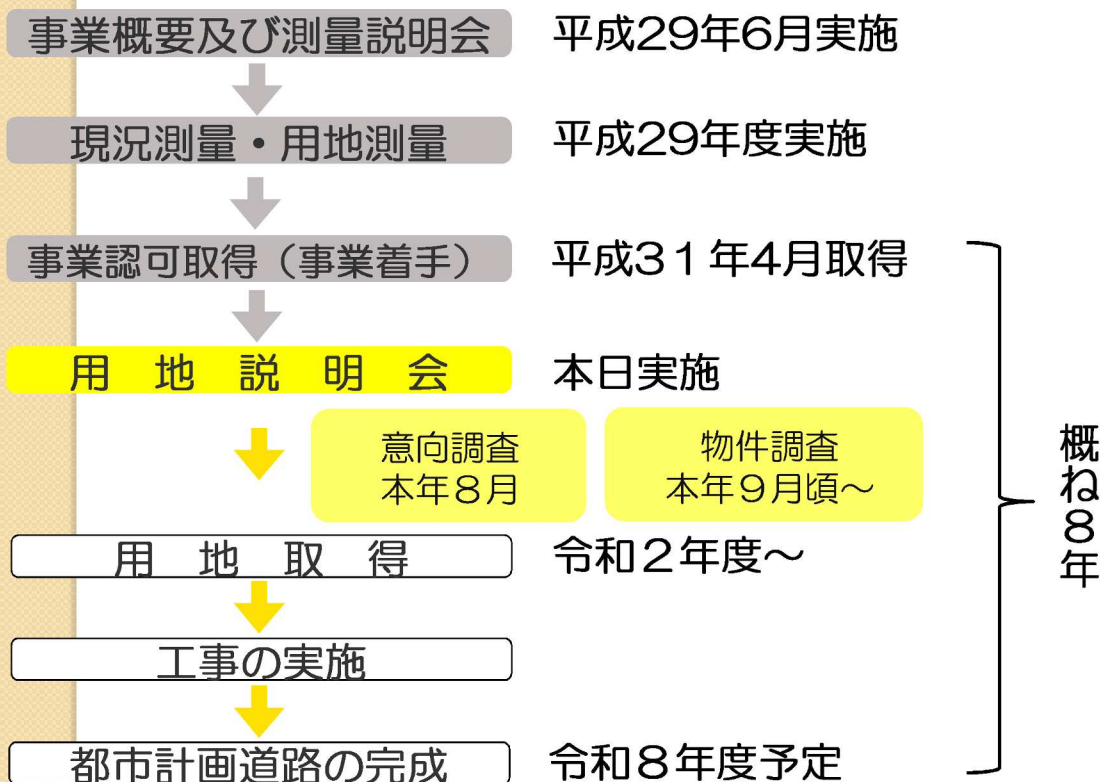
本路線の事業地内の土地建物を売る場合は、事前に、買い主や予定金額などを小平市へ届け出てください。また、その届出後三十日以内は売買が行えないなど一定の制限があります。

<道路認定について>

本事業の用地取得を円滑に進めるために、本路線の道路認定も行います。道路の区域も併せて決定することにより、道路法においても、上記と同様に、建築等の制限が生じます。

3 今後のスケジュール

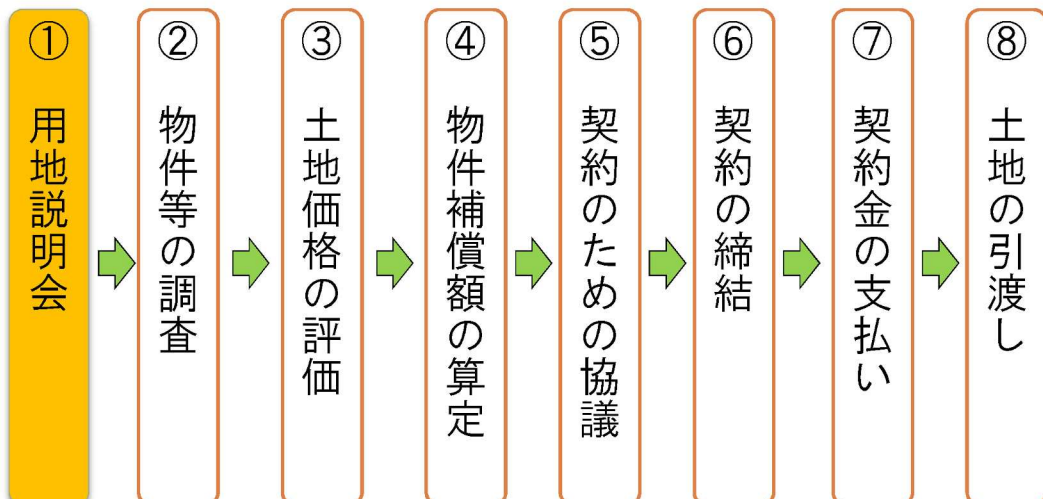
今後のスケジュール



4 用地補償について

4-1 用地説明会から土地の引渡しまでの流れ

用地説明会から土地の引渡しまでの流れは次のとおりです。



4-1 用地説明会から土地の引渡しまでの流れ

1 用地説明会

事業区域内の土地・建物所有者、借地人及び借家人（以下「権利者」といいます。）の方々に用地取得の手順等について、ご説明いたします。



2 物件等の調査

事業の施行に伴い移転等をしていただく建物、工作物等について、構造や数量、権利関係等を調査いたします。



4-1 用地説明会から土地の引渡しまでの流れ

3 土地価格の評価

お譲りいただく土地の価格を評価いたします。

この価格については1年ごとに見直しします。



4 物件補償額の算定

建物や工作物等の移転費用、その他通常生じる損失補償額を算定いたします。

なお、営業者の方、建物を賃貸している方等には、算定に必要な書類をご提出いただきます。